

(仮称) 西南生涯学習センターの整備に伴う条例改正について

1 改正の概要

- 西南公民館を建て替えて、新たに整備する(仮称)西南生涯学習センターを多様化した生涯学習及び地域活動ニーズに対応する生涯学習センターとして設置する。
- 新たに設置する(仮称)西南生涯学習センターの各貸室の使用料を設定する。
- 西南公民館の廃止に伴い、「箕面市立公民館条例」を廃止する。

2 各室の使用料の設定について

- (仮称)西南生涯学習センターの使用料は、中央・東生涯学習センターの同等室の使用料をベースとしつつ、各室の機能やグレードを勘案して設定する。
- 各室の使用料(案)は別紙資料1のとおり
- なお2階ギャラリーについても使用料を設定する。  
(ギャラリーの仕様については資料2のとおり)

3 改正条例文及び新旧対照表

別紙資料3のとおり

4 今後のスケジュール

9月	条例改正
11月	予約受付開始
平成30年2月	西南生涯学習センター開館

5 参考資料

資料1	西南生涯学習センター施設使用料(案)
資料2	西南生涯学習センター2階ギャラリーについて
資料3-1	生涯学習センター条例改正文(案)
資料3-2	同 新旧対照表

# 西南生涯学習センター施設使用料(案)

## 資料1

階	室名	面積 (㎡)	定員 (予定)	主な機能	設備、備品	市内類似施設 (機能及び規模)	1時間あたり使用料の比較		施設使用料(案)		
							5/30案	今回の案	午前	午後・夜間	全日
2	ギャラリーA	21	—	展示	展示用パネル、ショーケース	東学センギャラリー ライフプラザギャラリー	—	100	310	410	1,130
2	ギャラリーB	24	12	展示 (会議)	長机、椅子	東学センほかギャラリー (中央・東会議室)	100	100	310	410	1,130
2	和室	30	18	会議 邦楽練習	(土足禁止)	中央・東和室 西南図和室 グリーンホール和室	150	150	460	620	1,700
3	会議室1・2 【2室】	41	20	会議		中央・東会議室 西南図会議室	150	150	460	620	1,700
2	料理実習室	65	30	料理実習 会議	キッチンセット	中央・東料理実習室	150	300	930	1,230	3,390
3	活動室	65	25	体操 演劇練習	(土足禁止)鏡	中央美術室 東多目的室 メイプルリハーサル室	150	300	930	1,230	3,390
3	アートルーム	72	30	美術工芸の制作	洗い場	中央・東美術室 中央・東工芸室	300	300	930	1,230	3,390
2	大会議室	84	45	講座 会議		中央・東講座室 グリーン大会議室 西南図大会議室	300	300	930	1,230	3,390
1	音楽室	73	30	音楽練習	防音機能、アップライトピアノ	中央音楽室大 東多目的室 文センスタジオ1	300	400	1,230	1,640	4,510
1	ホール	132	100	集会 ダンス コンサート	防音機能、アンプ、スポットライト、移動式ステージ (グランドピアノ)	文セン大会議室 メイプル小ホール 東学センホール	450	750	2,310	3,090	8,490

参考① (全日)	参考② (全日)	参考③ (全日)
市民活動 センター 小会議室 1,130		
中央・東 和室 3,390	西南図和 室1 2,260	東茶室 1,700
中央・東 会議室 1,700	西南図会 議室 2,260	
中央料理 実習室 3,390		
中央美術 室 3,390	東多目的 室 5,090	
中央・東 美術室 3,390	中央・東 工芸室 3,390	
中央・東 講座室 3,390	西南図大 会議室 5,660	
中央音楽 室大 5,090	文セン スタジオ1 4,320 (12時間)	
東学セン ホール 8,490	メイプル リハーサル 室 11,330	文セン大 会議室 13,530

使用料合計(全日全区分) 33,920 円

## 西南生涯学習センター 2階ギャラリーについて

### 1 配置及び備品

#### □ギャラリーA

床面積21㎡

天井スポットライト6基、壁面ピクチャーレール(廊下下面)

展示用パネル、ショーケース(W150 D55 H90cm)

【貸出用備品】机、椅子等

#### □ギャラリーB

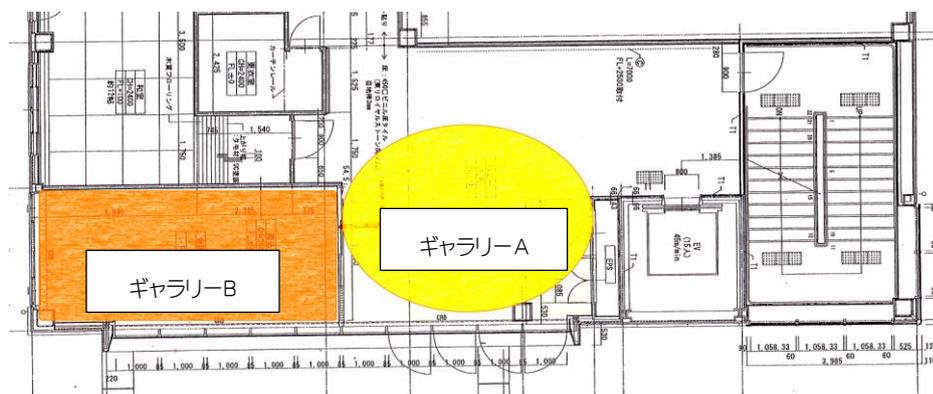
床面積24㎡

天井スポットライト6基、壁面ピクチャーレール

(会議室用)長机、椅子

【貸出用備品】展示用パネル

※2室間の壁面はスライド式の扉となっており、開放することで一体的な利用ができる。



### 2 利用内容

- ①センター主催(共催)の展示
- ②市関係機関の展示
- ③利用グループほか団体の展示

第 号議案

箕面市立生涯学習センター条例改正の件

箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年 月 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

箕面市立生涯学習センター条例（昭和六十一年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条表中箕面市立東生涯学習センターの項の次に次のように加える。

箕面市立西南生涯学習センター

箕面市瀬川三丁目二番五号

別表（第九条関係）中箕面市立東生涯学習センターの項の次に次のように加える。

資料 3-1

筑西学 面南 市生 立瀬									
ギャラリー B	ギャラリー A	活動室	会議室	アートルーム	和室	料理実習室	大会議室	ホール	音楽室
一 二	一	二 五	二 〇	三 〇	一 八	三 〇	四 五	一 〇 〇	三 〇
三 一 〇	三 一 〇	九 三 〇	四 六 〇	九 三 〇	四 六 〇	九 三 〇	九 三 〇	二、 三 一 〇	一、 二 三 〇
四 一 〇	四 一 〇	一、 二 三 〇	六 二 〇	一、 二 三 〇	六 二 〇	一、 二 三 〇	一、 二 三 〇	三、 〇 九 〇	一、 六 四 〇
四 一 〇	四 一 〇	一、 二 三 〇	六 二 〇	一、 二 三 〇	六 二 〇	一、 二 三 〇	一、 二 三 〇	三、 〇 九 〇	一、 六 四 〇
七 二 〇	七 二 〇	二、 一 六 〇	一、 〇 八 〇	二、 一 六 〇	一、 〇 八 〇	二、 一 六 〇	二、 一 六 〇	五、 四 〇 〇	二、 八 七 〇
八 二 〇	八 二 〇	二、 四 六 〇	一、 二 四 〇	二、 四 六 〇	一、 二 四 〇	二、 四 六 〇	二、 四 六 〇	六、 一 八 〇	三、 二 八 〇
一、 一 三 〇	一、 一 三 〇	三、 三 九 〇	一、 七 〇 〇	三、 三 九 〇	一、 七 〇 〇	三、 三 九 〇	三、 三 九 〇	八、 四 九 〇	四、 五 一 〇

別表（第九条関係）中附属設備の項中「ピアノ（東生涯学習センターホールに設置するものに限る。）」を「ピアノ（ホールに設置するものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年二月一日から施行する。

（準備行為）

2 第一項に規定する施行の日以後の利用に係る許可等の必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 第一項に規定する施行の日以後の西南生涯学習センター使用につき、同日前に使用料を納付する場合における当該使用料については、この条例の施行前においてもこの条例の規定を適用する。

（箕面市立公民館条例の廃止）

4 箕面市立公民館条例（昭和四十年箕面市条例第六号）は、平成三十年一月三十一日をもってこれを廃止する。

（提案理由）

箕面市立西南生涯学習センターの整備に伴い、公の施設を設置するため、本条例を制定するものである。

箕面市立生涯学習センター条例新旧対照表

新	旧														
○箕面市立生涯学習センター条例 昭和六十一年三月二十八日 条例第六号	○箕面市立生涯学習センター条例 昭和六十一年三月二十八日 条例第六号														
(基本理念)	(基本理念)														
第一条 箕面市立生涯学習センター（以下「センター」という。）は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館の精神を尊重するとともに、生涯学習その他市民の文化活動を保障する事業の実施を図り、もって市民意識の高揚と地域社会の向上発展に寄与しなければならない。	第一条 箕面市立生涯学習センター（以下「センター」という。）は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館の精神を尊重するとともに、生涯学習その他市民の文化活動を保障する事業の実施を図り、もって市民意識の高揚と地域社会の向上発展に寄与しなければならない。														
(設置)	(設置)														
第二条 前条の基本理念に基づき、本市にセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	第二条 前条の基本理念に基づき、本市にセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面市立中央生涯学習センター</td> <td>箕面市箕面五丁目一一番二三号</td> </tr> <tr> <td>箕面市立東生涯学習センター</td> <td>箕面市粟生間谷西三丁目一番三号</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">箕面市立西南生涯学習センター</td> <td style="color: red;">箕面市瀬川三丁目二番五号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一一番二三号	箕面市立東生涯学習センター	箕面市粟生間谷西三丁目一番三号	箕面市立西南生涯学習センター	箕面市瀬川三丁目二番五号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面市立中央生涯学習センター</td> <td>箕面市箕面五丁目一一番二三号</td> </tr> <tr> <td>箕面市立東生涯学習センター</td> <td>箕面市粟生間谷西三丁目一番三号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一一番二三号	箕面市立東生涯学習センター	箕面市粟生間谷西三丁目一番三号
名称	位置														
箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一一番二三号														
箕面市立東生涯学習センター	箕面市粟生間谷西三丁目一番三号														
箕面市立西南生涯学習センター	箕面市瀬川三丁目二番五号														
名称	位置														
箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一一番二三号														
箕面市立東生涯学習センター	箕面市粟生間谷西三丁目一番三号														
(審議会)	(審議会)														
第三条 センターに箕面市立生涯学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。	第三条 センターに箕面市立生涯学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。														
2 審議会は、センターの館長の諮問に応じ、センターにおける各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。	2 審議会は、センターの館長の諮問に応じ、センターにおける各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。														
(組織)	(組織)														
第四条 審議会は、委員十人以内で組織する。	第四条 審議会は、委員十人以内で組織する。														
(委員)	(委員)														
第五条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから箕面市	第五条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから箕面市														

<p>教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 市内に設置された学校の教職員</li> <li>二 市内において社会教育に関する事業を行う団体の関係者</li> <li>三 市内において家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>四 本市が設置する社会教育施設を使用する者</li> <li>五 学識経験者</li> <li>六 市民</li> </ol> <p>2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、委員を解任することができる。</p> <p>（会長等）</p> <p>第六条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</li> <li>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</li> </ol> <p>（委員の報酬等）</p> <p>第六条の二 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。</p> <p>（事業）</p> <p>第七条 センターは、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 生涯学習及び文化活動に係る事業の実施に関すること。</li> <li>二 センターの施設の使用の許可に関すること。</li> <li>三 前二号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業</li> </ol>	<p>教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 市内に設置された学校の教職員</li> <li>二 市内において社会教育に関する事業を行う団体の関係者</li> <li>三 市内において家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>四 本市が設置する社会教育施設を使用する者</li> <li>五 学識経験者</li> <li>六 市民</li> </ol> <p>2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、委員を解任することができる。</p> <p>（会長等）</p> <p>第六条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</li> <li>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</li> </ol> <p>（委員の報酬等）</p> <p>第六条の二 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。</p> <p>（事業）</p> <p>第七条 センターは、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 生涯学習及び文化活動に係る事業の実施に関すること。</li> <li>二 センターの施設の使用の許可に関すること。</li> <li>三 前二号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業</li> </ol>
---	---

## (使用の許可)

第八条 センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、使用を許可する場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

## (使用料)

第九条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

## (使用料の減免)

第十条 委員会は、特別の事由があるとき認めるときは、使用料を減免することができる。

## (使用料の還付)

第十一条 既納の使用料は還付しない。ただし、委員会が特別の事由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## (使用の許可の制限)

第十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 管理上支障があるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

## (使用の期間の制限)

第十三条 センターは、引き続き五日以上使用することができない。ただし、センターの管理上支障がないとき又は委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

## (入館の制限)

第十四条 委員会は、管理上必要があると認

## (使用の許可)

第八条 センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、使用を許可する場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

## (使用料)

第九条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

## (使用料の減免)

第十条 委員会は、特別の事由があるとき認めるときは、使用料を減免することができる。

## (使用料の還付)

第十一条 既納の使用料は還付しない。ただし、委員会が特別の事由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## (使用の許可の制限)

第十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 管理上支障があるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

## (使用の期間の制限)

第十三条 センターは、引き続き五日以上使用することができない。ただし、センターの管理上支障がないとき又は委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

## (入館の制限)

第十四条 委員会は、管理上必要があると認

めるときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。

(使用の許可の取消し等)

第十五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

- 一 この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。
- 二 第十二条各号に定める事由が発生したとき。
- 三 災害による緊急事態が発生したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により使用者が損害を受けた場合は、その責を負わない。

(意見の聴取)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、第十二条第三号に該当する事由（前条第一項第二号に該当する事由を含む。）の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(損害の賠償)

第十七条 使用者が施設等を破損又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第十八条 センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則 (平成二十九年条例第●●号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年二月一日から施

めるときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。

(使用の許可の取消し等)

第十五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

- 一 この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。
- 二 第十二条各号に定める事由が発生したとき。
- 三 災害による緊急事態が発生したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により使用者が損害を受けた場合は、その責を負わない。

(意見の聴取)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、第十二条第三号に該当する事由（前条第一項第二号に該当する事由を含む。）の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(損害の賠償)

第十七条 使用者が施設等を破損又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第十八条 センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の箕面市立生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第一項に規定する施行の日以後の利用に係る許可等の必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 4 第一項に規定する施行の日以後の西南生涯学習センター使用につき、同日前に使用料を納付する場合における当該使用料については、この条例の施行前においてもこの条例の規定を適用する。

(箕面市立公民館条例の廃止)

- 5 箕面市立公民館条例（昭和四十年箕面市条例第六号）は、平成三十年一月三十一日をもってこれを廃止する。

別表（第九条関係）

区分	収容人員	単位使用時間帯使用料						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
箕面市立中央生涯学習センター	和室	人三〇	円九三〇	円一、二三〇	円一、二三〇	円二、一六〇	円二、四六〇	円三、三九〇
	工芸室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	料理実習室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	音楽室大	五〇	一、三九〇	一、八五〇	一、八五〇	三、二四〇	三、七〇〇	五、〇九〇
	音楽室小	七	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	録音室	三	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	美術室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	講義室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	講座室	四二	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇

別表（第九条関係）

区分	収容人員	単位使用時間帯使用料						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
箕面市立中央生涯学習センター	和室	人三〇	円九三〇	円一、二三〇	円一、二三〇	円二、一六〇	円二、四六〇	円三、三九〇
	工芸室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	料理実習室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	音楽室大	五〇	一、三九〇	一、八五〇	一、八五〇	三、二四〇	三、七〇〇	五、〇九〇
	音楽室小	七	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	録音室	三	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	美術室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	講義室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	講座室	四二	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇

	第一会議室	一八	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	第二会議室	一八	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	茶室一	一五	一、三九〇	一、八五〇	一、八五〇	三、二四〇	三、七〇〇	五、〇九〇
	茶室二	二〇	一、三九〇	一、八五〇	一、八五〇	三、二四〇	三、七〇〇	五、〇九〇
	プレイルーム	三〇	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	和室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	工芸室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	料理実習室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	美術室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	ホール	二五〇	二、三一〇	三、〇九〇	三、〇九〇	五、四〇〇	六、一八〇	八、四九〇
	第一会議室	一八	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	第二会議室	一八	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	茶室一	一五	一、三九〇	一、八五〇	一、八五〇	三、二四〇	三、七〇〇	五、〇九〇
	茶室二	二〇	一、三九〇	一、八五〇	一、八五〇	三、二四〇	三、七〇〇	五、〇九〇
	プレイルーム	三〇	四六〇	六二〇	六二〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇
	和室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	工芸室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	料理実習室	三六	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	美術室	三〇	九三〇	一、二三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇
	ホール	二五〇	二、三一〇	三、〇九〇	三、〇九〇	五、四〇〇	六、一八〇	八、四九〇





	ギ ャ ラ リ ー B	一 二	三 一 〇	四 一 〇	四 一 〇	七 二 〇	八 二 〇	一 、 一 三 〇
附属設備	ピアノ (ホールに設置するものに限る。)	一	一回につき		一、〇三〇			円
	陶芸窯	一	一回につき		二、〇六〇			円

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）が営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の二百を乗じて得た額とする。</li><li>2 市民以外の者が非営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とし、営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の六百を乗じて得た額とする。</li><li>3 この表中「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後十時まで、「昼間」とは午前九時から午後五時まで、「昼夜間」とは午後一時から午後十時まで、「全日」とは午前九時から午後十時までの時間帯とする。</li><li>4 単位使用時間帯に満たない使用時間の端数は、当該単位使用時間帯として計算する。</li><li>5 附属設備の使用料は、午前・午後・夜間の区分をもってそれぞれ一回として算出する。</li></ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）が営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の二百を乗じて得た額とする。</li><li>2 市民以外の者が非営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とし、営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の六百を乗じて得た額とする。</li><li>3 この表中「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後十時まで、「昼間」とは午前九時から午後五時まで、「昼夜間」とは午後一時から午後十時まで、「全日」とは午前九時から午後十時までの時間帯とする。</li><li>4 単位使用時間帯に満たない使用時間の端数は、当該単位使用時間帯として計算する。</li><li>5 附属設備の使用料は、午前・午後・夜間の区分をもってそれぞれ一回として算出する。</li></ol>
--	--